

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月1日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

「学校指導課

「学校指導課

指導主事室

第16条中 指導主事室 を 西京高等学校新学科企画推進室

西京高等学校新学科企画推進室」 塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室

下京中学校教育企画推進室」

に改める。

第17条学校指導課の項の次に次の1項を加える。

下京中学校教育企画推進室

(1) 下京中学校の教育に係る企画に関すること。

第19条第7項中「西京高等学校新学科企画推進室」の右に「及び塔南高等学校教育学科(仮称)開設準備室」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

。(教育委員会事務局総務部総務課)